

防災・危機管理調査特別委員会資料

(平成24年7月3日)

[件名]

- 1 第3回鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進会議の開催結果について
(危機管理政策課) … 1
- 2 鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進に関する基本指針[第2次改訂版]
の策定について (危機管理政策課) … 3
- 3 海拔表示板等の設置に係るデザインの統一について
(危機管理政策課) … 5
- 4 第5回(平成24年度)鳥取県原子力防災専門家会議の開催結果に
ついて (危機対策・情報課) … 10
- 5 島根原子力発電所の耐震性安全性評価における地震動評価等について
(危機対策・情報課) … 14
- 6 原子力安全対策プロジェクトチームについて
(危機対策・情報課) … 16
- 7 島根原子力発電所の現状について (危機対策・情報課) … 17
- 8 原子力・津波防災対策に係る国要望について …別冊

危機管理局

第3回鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進会議の開催結果について

平成24年7月3日

危機管理政策課

鳥取県内の企業、自治体等に対して、業務継続計画(BCP)策定の推進に資する検討等を行い、全県的な取組みを行うことを目的に、下記のとおり第3回鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進会議を開催したところ、概要は以下のとおりでした。

記

- 1 開催日時 4月24日(火) 午後1時から2時まで
- 2 開催場所 鳥取県災害対策本部室(県庁第2庁舎3階)(鳥取市東町1丁目271)
- 3 議事
 - (1) 鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進に関する基本指針[第2次改訂版](案)について
 - (2) 鳥取県庁業務継続計画(鳥取県庁BCP)(案)について
 - (3) 各ワーキンググループ等における戦略方針について

4 出席者

分野	役職	氏名	備考
企業	鳥取県商工会議所連合会 専務理事	坂出 徹	委員(代理)
金融	鳥取県銀行協会 会長	石丸 文男	委員
IT	社団法人鳥取県情報産業協会 会長	後藤 優	委員
医療機関	社団法人鳥取県医師会 理事	日野 理彦	委員
福祉施設	鳥取県福祉施設経営者協議会 理事	田中 伸幸	委員
市町村	市長会 鳥取市防災調整監	堀 哲男	委員(代理)
	町村会長	石 操	(欠席)
県	知事、危機管理局长、総務部長、企画部長、福祉保健部長、商工労働部長	平井 伸治 他、5部局長	委員
—	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 人と防災未来センター研究主幹	紅谷 昇平	アドバイザー

5 会議の概要

- (1) 鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進に関する基本指針[第2次改訂版](案)について
・県、市町村、企業、医療、福祉施設に求められる役割をはっきり明記した方が良い。知事による資源(リソース)配分調整は非常にいいと思う。ただ、調整の場は災害対策本部会議以外の方が良いのではないかと。(紅谷アドバイザー)

(事務局) →記載については改めて検討したい。調整の場に災害対策本部会議を活用としたのは、この場でいろいろなことを決めていくため、それが現実的な対応と考えたからである。

- ・福祉施設の場合、ライフライン等の資源が3か月、5か月停止する状態では、業務継続は無理なのだが、被害状況は各施設の判断で独自に設定して良いか。(県福祉施設経営者協議会)

(事務局) →個々の施設で対応が不能となれば、地域全体として機能できるように圏域ごとの対応も検討することにしており、福祉保健部と一緒に検討していただくことをお願いしたい。

- (2) 鳥取県庁業務継続計画(鳥取県庁BCP)(案)について

- ・基本指針、県庁BCPとも非常によく出来ているが、自然災害以外の危機事象もこれで対応しているのか。(銀行協会)

(事務局) →危機にはいろいろなものがあるが、全ての危機に対応するためのベースになるものとしている。

- ・県内の複数の拠点の機能が停止しても、近隣県で行政窓口サービスがすぐに設置できるような複数拠点型の BCP を持っておかないと、ほとんど機能しない。そのことを考慮していただきたい。(県情報産業協会)。

(総務部) →県庁 BCP はこれから詳細設計に入り、地方機関 BCP も策定するので、それと併せて今後検討したい。

(3) 各ワーキンググループ等における戦略方針について

※ 各 WG の担当部からこれまでの取組状況、今後の取組予定等を説明。特段の意見はなし。

(4) その他の意見

- ・BCP 策定の進め方として、第 1 ステップでは、各分野で BCP を作り、しっかりした地域づくりを進める。第 2 ステップとしては、資源(リソース)の配分調整のため、個別に作った BCP をどう統合していくかという視点になるかと思う。最終的には、各分野を超えて、県全体でどう資源を融通していくのか、事前に仕組みを作っておくことになるのではないか。(紅谷アドバイザー)
- ・企業の BCP モデル例を作成するのは分かるが、見ただけでうんざりするようなものは避けて欲しい。今回の東日本大震災では、茨城、栃木の商工会議所が、事前に簡易な BCP (関東商工会議所モデル) を作っていて、それが大変役に立ったという話を聞いている。中小企業庁が示しているものは作るのに大変な作業が必要で、実際の中小企業ではなかなか手が付けられないのが実態である。(県商工会議所連合会)

【知事コメント】

- ・本日、アドバイザーや委員からご指摘を受けた点などについて、修正すべきは修正を。
- ・基本指針には、誰が何をやるのかなど、役割分担のことなども明快に分かるように見直し、資源配分のイメージも分かるような、例示やアイデアを少なくとも入れた方が良いと思う。
- ・県庁 BCP については、各部局が提出したものが寄せ集められた感があるので、水準調整をし、全体の調整をしていく。
- ・県と市町村の BCP については、ある程度しっかりしたものを作る必要があるが、それ以外の分野は若干の濃淡を想定しながら進める方が発災時には動きやすい。今後、各ワーキンググループで調整していただきたい。

(事務局) →基本指針、県庁 BCP について、本日の意見を踏まえ、若干の修正をし、これを取組のベースとさせていただきます。その他にも課題をいただいているので、それについては、今後の PDCA サイクルで取り組んでいくこととしたい。

<参考> 今後のワーキンググループ等のスケジュール

- ・【県庁】 詳細事項の実施計画作成、訓練による BCP の検証、地方機関 BCP の作成支援等 (5 月～)
- ・【市町村】 策定作業を実施 (5 月～)、県内全市町村、東・西部広域組合、中部広域連合で BCP 完成 (12 月頃)
- ・【企業】 業種別 BCP モデルの作成作業 (5 月～)、業種別 BCP 策定ワークショップ開催 (7 月～9 月)
- ・【医療】 医療機関 BCP モデルの作成作業 (5 月～)、BCP 策定説明会の開催 (7 月～8 月)
- ・【福祉施設】 福祉施設 BCP モデルの作成作業 (5 月～)、BCP 策定説明会の開催 (7 月～)
- ・【推進会議】 各ワーキンググループの進捗状況の確認 (5 月～)、第 4 回鳥取県版 BCP 策定推進会議 (10 月頃)：今年度の中間報告、来年度体制の検討等

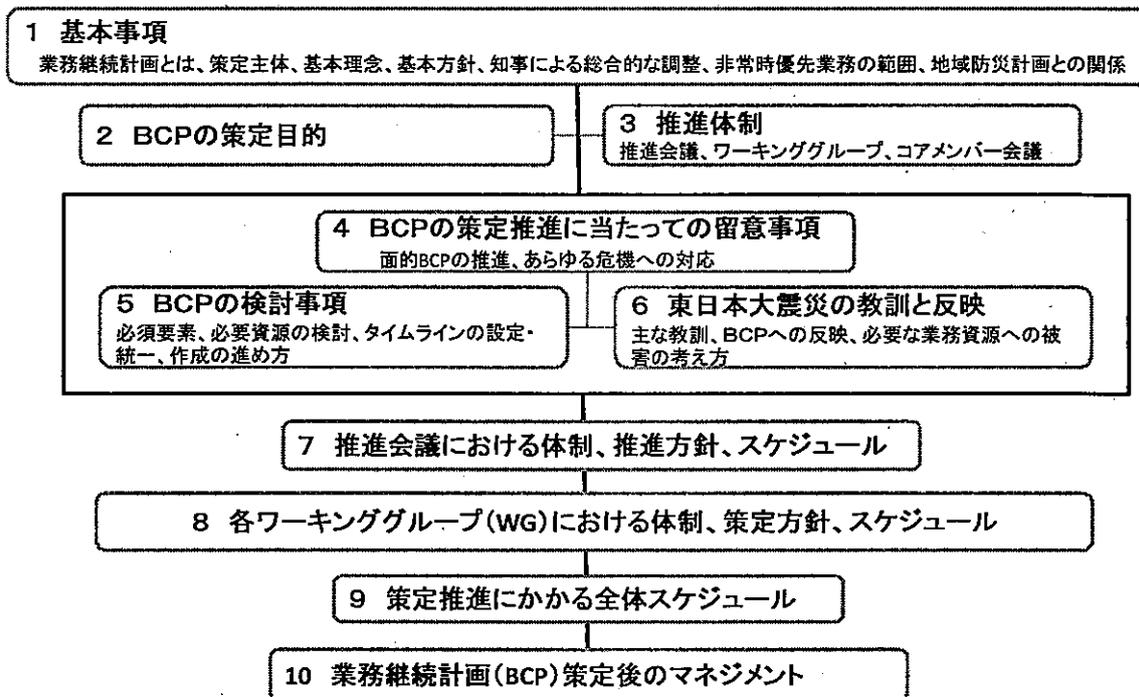
鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本指針 [第2次改訂版]の策定について

平成24年7月3日
危機管理政策課

県、市町村、企業、医療・福祉施設の各主体が、実効性ある業務継続計画を策定し、災害に強い鳥取県を実現するため、オール鳥取県として取り組むべき方針を県内関係主体で共有するとともに、各主体が計画策定するうえで留意すべき事項を示すため、「鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本指針[第2次改訂版]」を策定しました。

1 基本指針の概要

(1) 基本指針の構成



(2) 基本指針のポイント

計画策定主体	県庁、市町村、企業、医療・福祉施設
基本理念	災害時における早期復旧・復興のため、各計画策定主体が連携し、安全・安心で豊かな暮らしを継続する。
業務継続の基本方針	各計画策定主体は、災害発生時に次の方針に基づき業務を継続・早期復旧させる。 [基本方針①] 人命の救出・救助を第一とし、被害の拡大を防止するとともに、行政、企業等の機能の低下に伴う、住民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。 [基本方針②] 非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、オール鳥取県で考え、更に不足する場合は、広域的に応援を求め、それを受け入れていく。 [基本方針③] 通常業務は非常時優先業務を最優先とし、業務資源（リソース）の回復状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。
知事による総合的な調整	被害が広域にわたり、県内他地域、他県、更には国などに応援を求めなければならない場合は、「オール鳥取県」での最適化を図るため、優先順位を付けながら、知事が総合的に調整する。

計画の必須要素	<p>各計画策定主体が作成する計画は、次の要素を網羅することを必須とする。</p> <p>①自らが重大な被害を受け、資源（リソース）制約が発生することを認識し、重要業務を選定して対応する。</p> <p>②重要業務の継続・実施に関して、時間・水準の実施目標を設定すること。</p> <p>③業務プロセスを分析して、制約要因の改善策を見出すアプローチを行うこと。</p> <p>④事前対策、災害発生後の対応、平常時の維持管理、継続的な見直しの要素の全てを含むこと。</p>
東日本大震災の主な教訓を反映	<p>[計画への反映]</p> <p>①代替拠点を離れた場所に持つ、代替の取引先も複数持つなど、代替確保の戦略を含ませる。</p> <p>②現地復旧のみの戦略でなく、現地復旧が不可能な被害も想定する。</p> <p>③自治体の場合、災害時の業務負荷が急激に増大する一方、職員の相当数が欠ける事態があることを踏まえ、他の自治体等からの応援による人員確保、支援物資確保を積極的に検討する。</p>
鳥取県版業務継続計画の統一事項	<p>鳥取県版BCPは、オール鳥取県体制で一体的に、地域の事業を継続させていくものとするため、各策定主体は以下の事項を共通事項として計画策定に取り組む。</p> <p>[時間区分（タイムライン）の統一]</p> <p>迅速な応急対策と早期の復旧・復興を進めていくため、時間区分を意識した計画とし、タイムラインを統一させる。このことは、発災後県、市町村等がそれぞれの時間・期間区分において、どのような業務を実施しているのか、又は実施すべきことなどが明らかになっているため、相互応援等の検討に有効である。</p> <p>[業務資源（リソース）被害に基づく検討]</p> <p>東日本大震災において課題となった想定を上回る被害を踏まえたBCPを構築するため、災害（危機）による被害については、業務資源（リソース）に着目して考える。</p> <p>非常時優先業務に必要な業務資源（リソース）について、まずは、その資源が使用不能となった場合の代替手段や対応の検討から始め、早期復旧や被害を軽減するための対策を検討する。</p>

2 取組経過

平成23年

8月30日

第1回推進会議でオール鳥取県で取り組むことへの認識を共有

9月～11月

県庁関係課で構成されるコアメンバーにおいて、基本指針（暫定版）作成

11月19日

第2回推進会議で基本指針（暫定版）を検討。基本指針は暫定として運用

11月～12月

事務局において、第2回推進会議での委員からの意見等を踏まえ、基本指針（暫定版）を修正

平成24年

1月～3月

県庁関係課で構成されるコアメンバーにおける修正、アドバイザーからの助言などを踏まえ、内容を第2次改訂版として見直し。

4月24日

第3回推進会議で基本指針（第2次改訂版）を検討

5月～6月

推進会議委員からの意見、アドバイザーからの助言を踏まえた内容に修正

6月18日

推進会議委員へ指針内容を照会(6/12)し、全委員了承。内容確定

3 今後の予定等

基本指針については、県庁関係課を通じた各計画策定主体への周知、県政記者室・ホームページ等による広報、各種会議・研修会・イベント等での説明を実施。

各分野の策定主体は、当指針を基本とし、各ワーキンググループが示す計画モデルなどにより、計画策定作業に取り組む。

海拔表示板等の設置に係るデザインの統一について

平成24年7月3日

危機管理政策課

1 概要

津波対策事業として今後沿岸市町村が設置を予定している、海拔表示板等の避難に関する表示デザインについて、沿岸市町村の意見を集約した上で、別添のとおり沿岸市町村にデザイン例に関する通知を行った。沿岸市町村においては、同デザイン例を参考に、地域の実情を勘案した上で表示板の様式等を決定し設置される予定。

2 沿岸市町村との協議・検討等の状況

① 市町村にデザイン統一について意向確認 (5月中旬)

⇒回答のあった6市町村から統一案を示して欲しいとの意向(無回答3町)

② 沿岸市町村との意見交換会 (H24.5.22)

■協議内容：県の関わり方、デザイン案について等

※市町村等消防防災・危機管理担当課長及び県民局長(危機管理参事監)会議終了後に実施

③ デザイン案について沿岸市町村へ意見照会 (H24.5.25)

⇒浜田市のデザインをベースにした案を提示 ⇒ 市町村からの修正意見を反映し確定

④ 沿岸市町村にデザイン例に関する通知を发出 (H24.6.8)

3 市町村のデザイン検討状況

鳥取市	デザイン例を一部変更して設置予定(津波注意の文字と記号の表記を検討中)。(設置箇所数は現在検討中) ※一時避難場所に表示板を新設及び既設表示板に海拔表示を取付予定。
米子市	デザイン例を一部変更(変更箇所は検討中)した上で設置予定(電柱300~400箇所、公民館・小学校等100箇所)。 ※皆生温泉に津波避難ビルの表示板も設置予定。(約20箇所)
境港市	津波避難ビル表示板(81箇所)と観光客等向けの避難所案内表示板(5箇所)を設置予定。デザインについては検討中。 ※海拔表示については未定
岩美町	デザイン例を一部変更(津波注意を削除)して設置予定。(約100箇所)
湯梨浜町	デザイン例を一部変更(外国語表記を削除)して設置予定。(約100箇所) ※地域に出向き意見集約を行う予定。
北栄町	デザイン例のとおり設置予定。(約80箇所)
琴浦町	H23年度から独自のデザインにより標高表示板を設置しているが、今年度のデザインについては検討中。(H24は25箇所設置予定)
大山町	デザイン例を基本として設置予定。(50箇所)
日吉津村	デザイン例を基本として設置予定。(約30箇所)

鳥米境岩湯北琴大日
取子港美梨栄浦山吉
市市町浜町町津
危防自町町村
機災治総総総
管安防務務務
理全災務務務
課課課課課
長長長長長長長

} 様

鳥取県危機管理局危機管理政策課長
(公印省略)

海拔表示板等の設置に係るデザイン例について(通知)

本県の危機管理行政には、日頃御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、津波避難対策事業として、海拔表示板等を設置する際のデザインについては、関係市町村において協議、意見集約等が行われたところですが、その結果を別添デザイン例のとおりとりまとめました。

については、今後設置予定の市町村におかれては、参考としていただきますようお願いいたします。

(担当) 川崎

電 話 0857(26)7584

ファクシミリ 0857(26)8139

電子メール kawasaki-y@pref.tottori.jp

鳥取県における津波避難に関する表示例 (浜田市のデザインを参考)

※このデザイン例は、沿岸市町村において協議された内容を県においてとりまとめたものである。
なお、設置市町村においては、地域の実情を勘案の上、適宜加筆・修正して、適切な表示を行うものとする。



◆大きさ：縦450mm、横300mm

◆反射文字：津波に関する図記号、津波注意、海拔数値(5.5m)は、反射文字を基本とする。

◆その他の文字：シルク印刷を基本とする。

<デザインの項目>

① 標高表示の内容

水準点を基準に測定するなど、精度に信頼性のある方法で把握した表示地点の高さである「標高」を「海拔」と表記する。

なお、標高の単位はメートルで、小数点以下第1位まで表示することとし、単位の表記は「m」とする。

② 色彩

津波注意と海拔数値は、注意喚起色である赤色とし、下地は白色とする。

③ 外国語の併記

外国人に配慮し、「海拔」を韓国語、中国語、英語で表記する。

④ 設置者の記載

設置者を記載する。「例：〇〇市」

⑤ 津波記号の記載

消防庁提案の「津波に関する統一標識」であり、国際標準化（ISO）によって国際規格として制定されている「津波注意」等の図記号を表示する。

※図記号は、津波浸水想定区域や周辺、浸水区域外で浸水の可能性の低い箇所、津波避難ビル、避難場所等、設置場所の状況を勘案し、「津波注意」、「津波避難場所」、「津波避難ビル」の表示を適切に行うこととする。

⑥ 夜間における視認性確保

夜間でも確認できるよう、津波に関する図記号、津波注意の文字、海拔数値、m等、特に注意喚起を要する文字は反射シート等による表示を標準とする。

＜津波に関する図記号＞

●津波注意

・図記号の意味

地震が起きた場合、津波が来襲する危険のある地域を示す。

・図記号の目的

当該地域が津波による被害を被る危険がある地域であることを認識させ、地震発生時には直ちに当該地域から内陸部、高台に避難させる。



●津波避難場所

・図記号の意味

津波に対して安全な避難場所・高台を示す。

・図記号の目的

津波からの避難先となる安全な場所や高台を示すとともに、地震発生時には、そうした避難場所へ向かわせるもの。



●津波避難ビル

・図記号の意味

津波に対して安全な避難ビルを示す。

・図記号の目的

津波からの避難に際し、近くに高台がない場合、津波からの避難が可能な鉄筋コンクリート造3階建のビルを示すとともに、地震発生時には、避難ビルへ向かわせるもの。



第5回（平成24年度）鳥取県原子力防災専門家会議の開催結果について

平成24年7月3日
危機対策・情報課

原子力事業所周辺の環境放射線の測定監視、測定結果の評価及び県の実施する原子力防災対策に関する指導、助言等を目的として、専門家による標記の会議を開催。あわせて、島根原子力発電所の現状確認のため、委員による発電所の視察を実施した。

1 日時

6月4日（月）10:00～11:10 ※島根発電所視察13:30～15:30

2 場所

災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）、島根原子力発電所

3 出席者

(1) 委員

鳥取県原子力防災専門家会議委員（7名）

(2) 県関係者

知事、危機管理局長、医療政策課、水・大気環境課、衛生環境研究所

(3) オブザーバー等

三朝町、米子市、境港市、中部消防局、西部消防局、原子力安全保安院、人形峠環境技術センター、中国電力等

4 議題等と主な意見

(1) 議題

ア UPZに伴う鳥取県原子力防災体制の方向性

- ・整備の方向性（体制、整備方法）
 - ・被ばく医療（被ばく医療機関の資機材、研修）
 - ・モニタリング（ポスト整備、データ）
- 今年度が体制づくりの勝負の年（知事発言）
→ 委員からのご意見

- ・ 島根県及び30km圏内市との連携が重要
- ・ オフサイトセンターのサブの検討（島根県と連携）
- ・ 職員の研修の実施と原子力研究開発機構の活用
- ・ 被ばく医療機関のネットワークづくり・施設整備
- ・ 住民避難・広報の具体化（計画やマニュアル作成）
- ・ 可搬型モニタリングポストの整備とモニタリング車の効果的な運用

イ 平成23年度環境放射線モニタリング結果（人形峠環境技術センター、島根原子力発電所）

- ・ 人形峠 環境放射線（空間ガンマ線線量率、大気中フッ素濃度）
環境放射能サンプリング調査（河川水、飲料水、精米、野菜等）
 - ・ 島根発電所 環境放射線（空間ガンマ線線量率）
- 測定値については問題なしとの評価（環境への影響なし）

(2) 報告

- ア 人形峠環境技術センターのストレステスト結果（人形峠環境技術センター）
保安院への報告内容 …前回常任委員会報告事項
- イ 原子力防災に関する改善事項、原子力安全・保安院
- ウ 島根原子力発電所の現状（中国電力）

(参考)

1 鳥取県原子力防災専門家会議について

(1) 概要

ア 平成20年4月1日に設置

イ 設置の目的

平常時における環境放射線の調査結果について、専門家の知見から評価を得ることにより、その安全性を確認する。

原子力災害等の緊急時における現地確認等や緊急モニタリング、住民避難などの各種防災対策について、専門家の知見からの指導・助言を得る。

(2) 会議の所掌事務

- ・ 環境放射線等モニタリング結果の評価
- ・ 環境放射線のモニタリングに係る技術的事項等の指導及び助言
- ・ 原子力災害等の緊急時における防災対策に関する指導及び助言

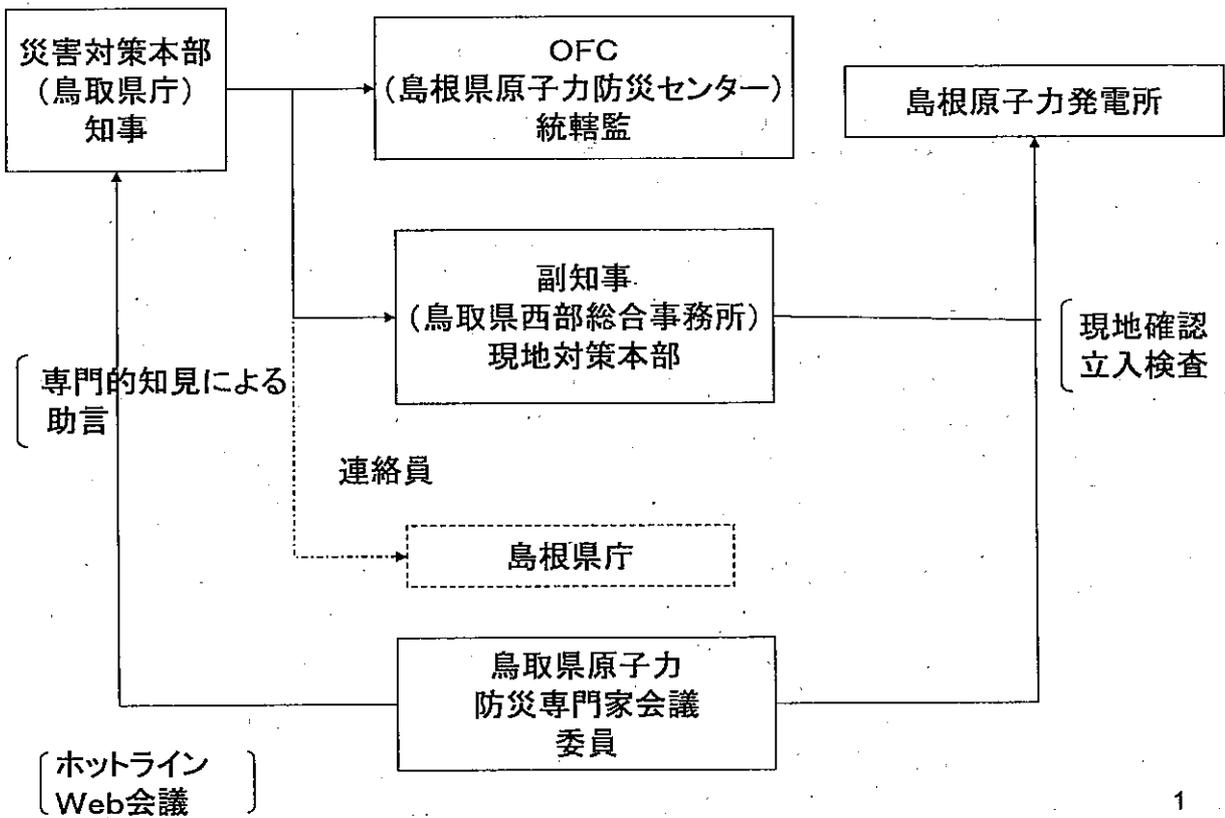
(3) 委員 (任期 H24. 4. 1~H26. 3. 31)

	専門分野	氏名	所属	役職等	出欠
会長	放射線計測・防護	占部 逸正	福山大学工学部情報工学科	教授	出席
委員	原子力工学	青山 卓史	(独)日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 高速実験炉部	研究主席	出席
	放射線治療、放射線物理	内田 伸恵	県立中央病院医療局放射線科放射線治療室	室長	出席
	原子炉工学・原子炉物理学	宇根崎博信	京都大学原子炉実験所	教授	欠席
	緊急被ばく医療	神谷 研二	広島大学緊急被ばく医療推進センター	センター長	出席
	放射線治療、放射線物理	小谷 和彦	鳥取大学医学部附属病院放射線部	准教授	出席
	環境放射能	静岡 清	広島大学大学院工学研究科	教授	出席
	放射能環境変動	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所	准教授	欠席
線量評価	山田 祐司	(独)放射線医学総合研究所	特別上席研究員	出席	

(4) これまでの開催状況

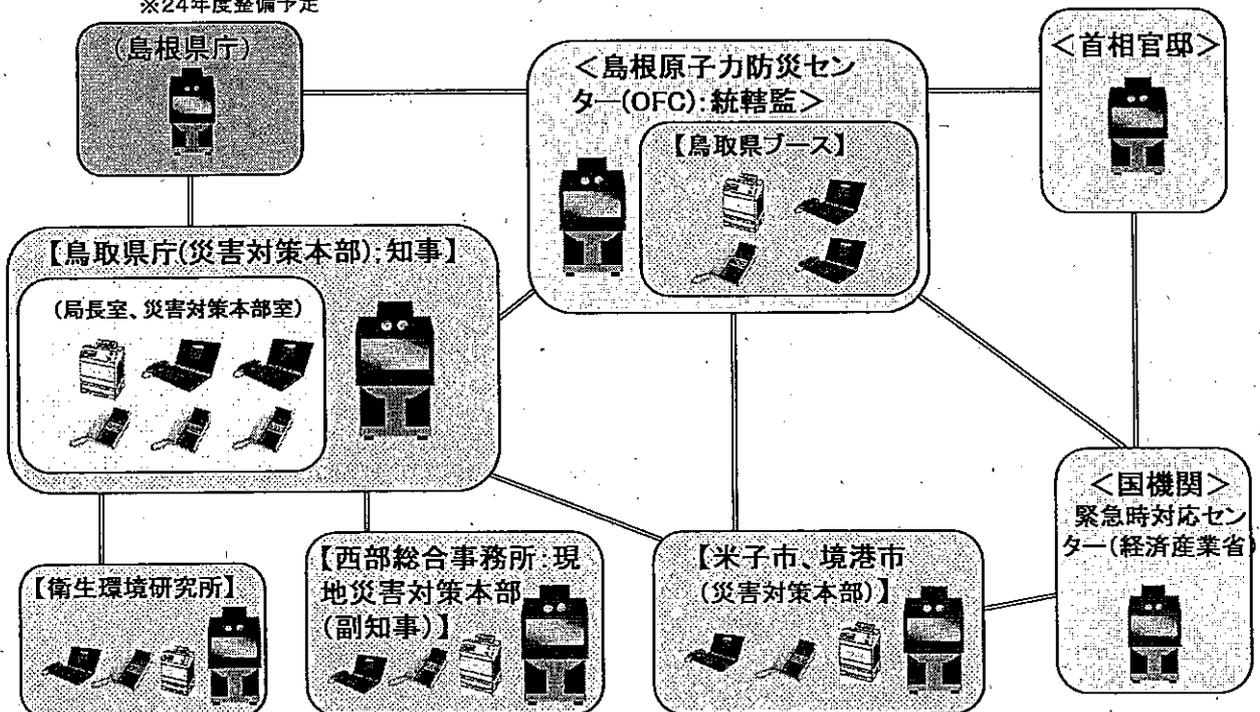
第1回 (平成20年5月28日)	環境放射線モニタリング結果に係る評価、鳥取県の原子力防災対策
第2回 (平成21年5月22日)	環境放射線モニタリング結果に係る評価
第3回 (平成22年5月24日)	環境放射線モニタリング結果に係る評価、緊急時モニタリング計画(案)ほか
第4回 (平成23年10月25日)	環境放射線モニタリング結果に係る評価、モニタリングポスト設置候補地ほか

2 原子力災害時の体制



鳥取県原子力防災ネットワークシステム イメージ図

- テレビ会議システムによる対策協議
- 電話、ファクシミリ通信(連絡員からモバイルPC、衛星電話等での連絡調整)
- 情報共有用PC等によるOFCや各災害対策本部の活動状況などを情報共有等
※24年度整備予定



H24.3.9版

3 被ばく医療機関の配置及び資機材等の整備

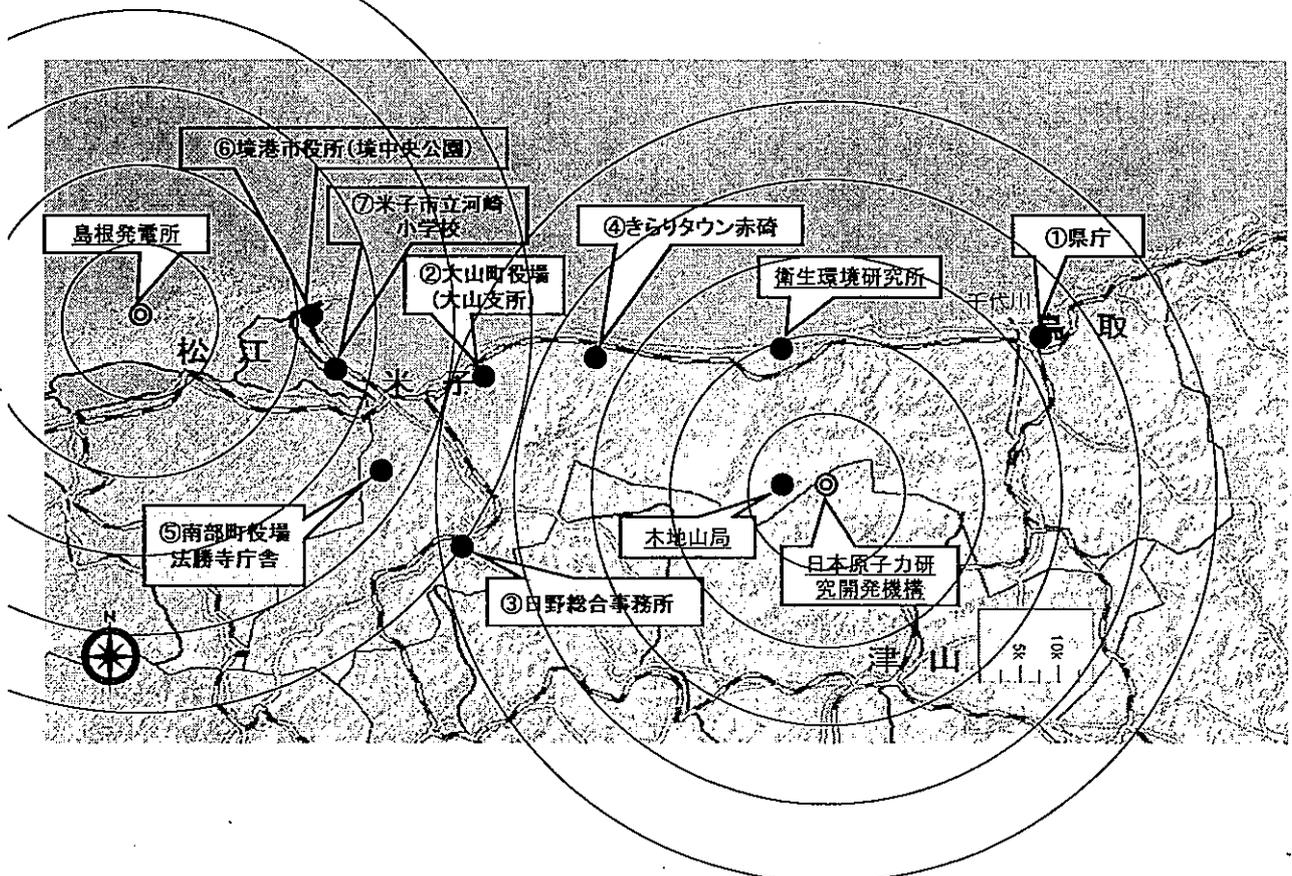


被ばく医療に関する資機材等の整備

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
整備内容	初期被ばく医療機関等	サニハイメータ、個人線量計、防護服	機器保守	機器保守
	二次被ばく医療機関	サニハイメータ、個人線量計、防護服	ホールボディカウンタ、除染テント、機器保守	ホールボディカウンタ、除染テント、機器保守
	その他	安定ヨウ素剤、研修等	研修等	研修等
概算金額	80,000千円	150,000千円	150,000千円	

※金額は、被ばく医療機関との協議による整備内容の追加等により増額もある。

4. モニタリングポスト設置場所



島根原子力発電所の耐震性安全性評価における地震動評価等について

平成24年7月3日

危機対策・情報課

このことについて、6月21日、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、中国電力株式会社より、以下のとおり連絡を受けました。

中国電力は、6月19日、原子力安全・保安院の「地震・津波に関する意見聴取会」において、島根原子力発電所敷地周辺の活断層の連動性等について再評価するよう指示を受けた。

1 原子力安全・保安院の指示の内容

中国電力は、原子力安全・保安院から検討を指示されていた「発電所周辺の主要な活断層間の離隔距離が約5kmを超える活断層について、その連動の可能性」に関する検討結果とその場合における津波評価結果を原子力安全・保安院に報告した。

今回、原子力安全・保安院が、その報告内容に基づき、島根原子力発電所における基準地震動（最大の揺れの強さ）を上げた場合の耐震性再評価の実施について、中国電力に指示した。

2 意見聴取会における中国電力の説明内容

(1) 再評価の条件設定

発電所の前面海域に位置する3断層の連動と断層傾斜（発電所側）を考慮し、さらに断層がずれるときの応力を1.5倍として、より厳しい条件を設定。

(2) 再評価結果

ア 地震動評価

一部の周期で、これまでの基準地震動を上回っていることから、新たな基準地震動を設定。

⇒原子力安全・保安院からの指示（新基準地震動で、耐震性を再評価し報告）

イ 津波評価

最高水位（津波）は、1・2号機施設護岸で海拔6.0m、3号機施設護岸で海拔8.7mとなり、これまでの評価（海拔5.7m）を上回るが、1・2号機の敷地高さ、3号機の防波壁高さをそれぞれ下回ることから、原子炉施設が津波による被害を受けない。

3 中国電力の今後の予定

- ・今回新たに設定した新基準地震動に基づき、これまでの基準地震動を上回った周期の安全上重要な建物、構造物、設備等の耐震安全性評価を実施する。
- ・今回の耐震安全性評価結果により、1・2号機の最終報告書を作成するとともに、既に提出している3号機の最終報告書の修正を行う。

4 これまでの経緯

H18.9.20

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」改訂（原子力安全委員会）

※既設の発電所についても、新耐震指針に基づく耐震安全性評価を実施（耐震バックチェック）

H19.7.16

新潟県中越沖地震

→新知見の反映についての原子力安全・保安院の指示（H19.7.20、H20.9.4）

H20.3

1・2号機の間接報告書提出（→原子力安全・保安院）

H23.1

3号機の最終報告書提出（→原子力安全・保安院）

H23.3.11

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）

→新知見の反映についての原子力安全・保安院の指示（H24.1.27）

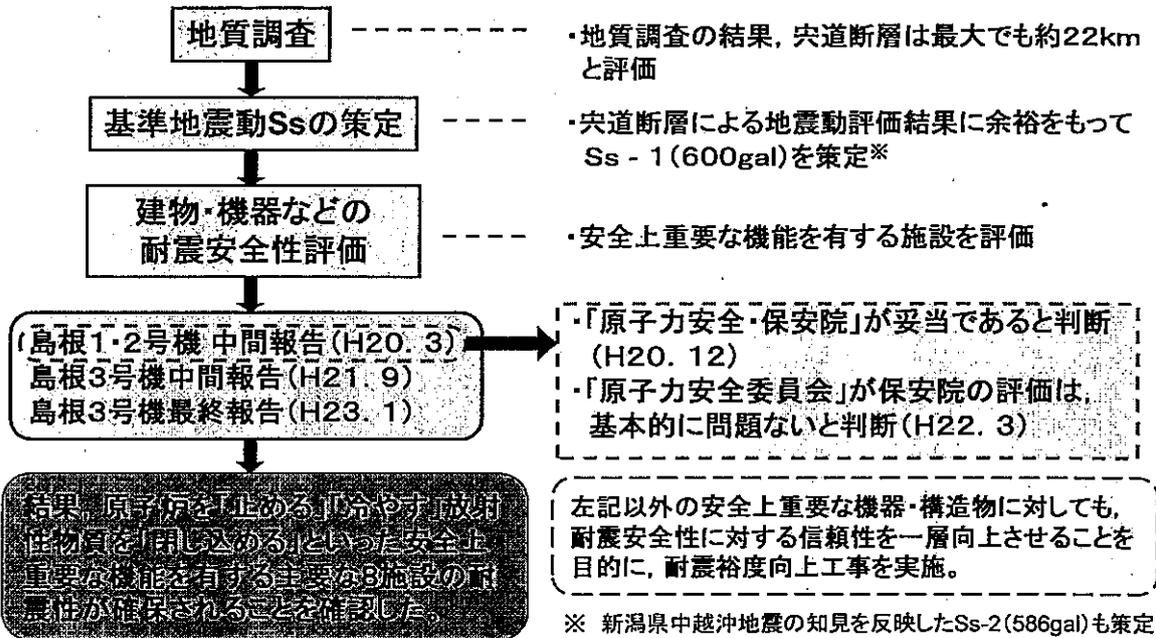
H24.3.28、4.23

意見聴取会

→原子力安全・保安院から意見（前面海域の3断層の連動とより厳しい条件での評価）

耐震安全性評価

耐震安全性評価は、耐震安全性に対する信頼性を一層向上させることを目的に、耐震設計審査指針改訂(平成18年9月)を踏まえて、以下のステップで実施。



地質調査

- 敷地に影響を与える地震として、以下の活断層を選定。
- 選定した活断層の地震動評価結果を比較し、敷地に及ぼす影響が最も大きいと考えられる活断層を宍道断層と判断した。



【島根原子力発電所の敷地周辺の主要な活断層の連動について】
 発電所敷地周辺の活断層で、活断層間の距離が5km以上離れている断層等について、連動の可能性を検討した結果、仮に連動するものとして既に評価している断層(⑤ F-IVと⑦F_k-2の断層)を除き、新たに連動を考慮する活断層はないと評価(H24.2.29報告)したが、国の意見聴取会における意見を踏まえ、④F-III、⑤F-IV及び⑦F_k-2の3つの断層の連動を想定した地震動評価を実施。その結果について意見聴取会で審議を受けた。

※【地震動評価の結果】(H24.6.19意見聴取会)

3つの断層の連動、断層傾斜角、不確かさ(応力降下量1.5倍)を考慮した地震動評価の結果、一部で基準地震動Ss-1(宍道断層による地震動評価結果)を上回ることから、地震動を新たに基準地震動Ss-3として設定して再評価すること。

・応力降下量…地震断層に蓄えられたエネルギーが、地震によりどれだけ解放されたかを示す量

本年4月に原子力安全対策プロジェクトチーム（PT）を再編成するとともに、5つのワーキンググループ（WG）を設置し、それぞれの分野で整備を進め、ハード面、ソフト面の整備を進めることとしました。

1 背景

原子力災害対策特別措置法の改正（平成24年6月20日成立、同年6月27日公布、施行日未定）により、本県が新たにUPZ（30km圏内）に含まれる見込みとなり、島根原子力発電所の事故に備えて原子力防災対策を重点的に取り組む必要が生じた。

2 実施体制

(1) 役割

住民避難、モニタリング、被ばく医療等、島根原子力発電所での事故発生時に必要なモニタリング、スクリーニング資機材等の防護対策を3カ年で整備。

(2) 構成メンバー

知事をトップとし、副知事、統轄監も参加し、各部局等の部次長および米子市、境港市等で構成。

3 ワーキンググループ（WG）等の設置

必要な整備分野を5つに分け、それぞれWGを設置

No.	WG名	検討内容
1	体制整備構想	原子力防災体制の整備ロードマップ、原子力災害対策本部等の運用体制の基準等
2	避難	住民避難（一般、災害時要援護者、児童・生徒等）、避難所運営等
3	モニタリング	平常時モニタリング、緊急時モニタリング等
4	被ばく医療	被ばく医療機関、スクリーニング、安定ヨウ素剤等
5	普及啓発・広報	平常時・緊急時の広報、講演等

4 関係機関との連携

事務局を危機対策・情報課 原子力安全対策室に置き、事務局を窓口として、島根県、市町村、中国電力と連携（プラットフォーム）。必要に応じて部外の機関のWGへの参加も検討する。

5 第3回PT会議の開催

(1) 日時

平成24年5月9日（水）午後3時～4時、災害対策本部室（第二庁舎3階）

(2) 参加者

知事、副知事、統轄監

各部局長、企業局経営企画課長、病院局総務課長、教育委員会事務局次長、警察本部警備第二課長

各総合事務所、米子市、境港市…テレビ会議により参加

(3) 協議結果等

- ・原子力防災体制整備の避難WG等の設置と整備スケジュールを確認
- ・原子力防災専門家会議の開催（6月4日）
- ・福島へ調査チームを派遣（5月11日）

(参考)

○原子力安全対策プロジェクトチームについて

島根原子力発電所にかかる原子力防災体制を全庁的体制で早期に実施するため知事を長として、関係部局の部長等で構成。平成24年1月31日に第1回を開催し、通算で3回実施。

島根原子力発電所の現状について

平成24年7月3日
危機対策・情報課

現時点における島根原子力発電所の現状および今後の予定については以下のとおりです。

※「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」等に基づき、中国電力より確認。

1 現状

区分	1号機	2号機	3号機
営業運転開始	昭和49年3月 (現在、定期検査中)	平成元年2月 (現在、定期検査中)	未定 (現在、建設中)
電気出力	46万kW	82万kW	137.3万kW
原子炉形式	沸騰水型 (BWR)	沸騰水型 (BWR)	改良型沸騰水型 (ABWR)
燃料集合体数	400体	560体	872体
制御棒本数	97本	137本	205本

2 定期検査状況 (1号機・2号機)

- ・1号機：平成22年11月8日～ 第29回定期検査中
- ・2号機：平成24年1月27日～ 第17回定期検査中
- ・定期検査報告は、いずれもストレステスト終了後となるため、終了時期未定。
- ・なお、1号機は、現在、天井クレーン耐震裕度向上工事中 (12月末完成予定)

3 建設状況 (3号機)

(1) 運転開始予定時期

- ・未定 (※当初計画は、平成23年12月)

※H23.5.31 福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策を追加実施中

(2) 工事進捗率

- ・93.6% (※平成23年4月末時点)

※現時点では、安全対策のため建設工事が確定せず工事進捗率は算出不可

4 耐震安全性評価状況

- ・耐震設計審査指針の改訂 (H18) により、既設の原子力発電所についても、耐震評価を求められているもの (耐震バックチェック)
- ・現在、原子力安全・保安委員会の聴取会より指示を受けた新基準地震動により、再評価を実施中
- ・この評価結果により、1・2号機の最終報告を作成、3号機最終報告書の修正を実施

5 ストレステストの実施状況

(1) 1次評価の国への報告予定時期

・時期未定

(2) 2次評価の国への報告予定時期

・3号機は、当初、平成23年12月に国報告できるように準備されていたが、他電力事業者の審議状況を踏まえるために報告予定時期が延期されたため、現在は未定

〔1次評価:定期検査中で起動準備の整った原子炉について炉心溶融までの安全裕度を算出評価

2次評価:全ての原子力発電所を対象に炉心溶融後の事故拡大防止策までを総合的に評価

〕

(3) 国への報告後の一般的手順

[原子力規制委員会設置法等改正前の手続き]

原子力安全・保安院及び原子力安全委員会が安全性(ストレステスト結果)を確認することとされている。

※法改正後は、原子力規制委員会が確認することとなる見込みであるが詳細は未定。